

【高齢者世帯限定】

『住宅用火災警報器』を「無償」で給付します

火災をいち早く知らせる住宅用火災警報器は、大切な命を守るための「命綱」です。町では、火災の早期発見、速やかな避難誘導につなげ、火災から大切な生命や財産を守るため、対象の住宅へ火災警報器を無償で給付します。

対象者 以下の要件をすべて満たす方

- ・鏡石町内に住所がある、75歳以上の方のみの世帯の方
- ・持家にお住まいの方
- ・機器を設置する住宅が、過去10年以内に本事業の給付対象となっていない方

住警器設置で 安全な暮らし



給付内容 住宅用火災警報器の設置義務がある場所に必要な個数

◎取り付けなければいけない場所【義務】

- ・寝室（寝室として使用している部屋全て）
- ・2階以上の階に寝室がある場合は、寝室のある階の階段天井



申請・問合せ先：鏡石町役場 総務課 電話 0248-62-2111

住宅用火災警報器「取り付け支援サービス」のご案内

須賀川消防署鏡石分署において、
住宅用火災警報器取り付け支援サービスを実施しています。

申込み方法

須賀川地方広域消防組合のホームページよりダウンロードした申込書に必要事項を記入し、須賀川消防署鏡石分署へ直接お持ちいただくか、郵送にてお申し込みください。

なお、自宅で印刷できない方は、須賀川消防署鏡石分署へ来署いただき、その場で申込書に記載していただくことも可能です。

支援にあたってのお願い

- ・取り付けることができる住宅用火災警報器は、自らが購入した、電池式のものに限りません。
- ・取り付けの際には必ず立会いをお願いします。（代理人でも可）
- ・取り付け費用はかかりません。
- ・取り付け支援日時の調整が必要となります。

※詳しくは、須賀川消防署鏡石分署までご相談ください。

問合せ先 須賀川消防署鏡石分署 TEL 0248-62-4511